

項 目	内 容												
1. 商品名	定額複利預金「スーパーイールド」「スーパーイールドワイド」												
2. 販売対象	個人のお客様に限定させていただきます。												
3. 期間	スーパーイールド 最長 5 年（据置期間 6 ヶ月） スーパーイールドワイド 最長 10 年（据置期間 6 ヶ月） * 最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）のお取り扱いができません。 * この預金の全部または一部について、預入日の 6 ヶ月後の応答日から通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日にお引き出しできます。												
4. 預入（受入）方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	定期預金作成時に元金全額を一括してお預け入れいただきます。 1 万円以上 1,000 万円以下 1 円単位												
5. 払戻（支払）方法	満期日以後に元金と利息を一括してお支払いします。 据置期間経過後は、1 万円以上 1 円単位で一部引出しができます。 * 但し、以下の場合は一部引出しができません。 ・総合口座にお預け入れいただく場合。 ・お預け入れ金額 300 万円以上の場合で、引出後の残高が 300 万円を下回る場合。												
6. 利息 （1）適用利率  （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の入手方法	お預け入れ時の当金庫営業店店頭に表示する金額階層別金利および期間別段階金利をお預け入れ期間に応じて預入時にさかのぼって適用します（固定金利）。 金額階層別金利：300 万円未満、300 万円以上 期間別段階金利 <table border="1" data-bbox="544 1131 1434 1391"> <tbody> <tr> <td>A. 6 ヶ月以上 1 年未満</td> <td>G. 3 年 6 ヶ月以上 4 年未満</td> </tr> <tr> <td>B. 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満</td> <td>H. 4 年以上 4 年 6 ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td>C. 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満</td> <td>I. 4 年 6 ヶ月以上 5 年未満</td> </tr> <tr> <td>D. 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満</td> <td>J. 5 年以上 7 年未満</td> </tr> <tr> <td>E. 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満</td> <td>K. 7 年以上 10 年未満</td> </tr> <tr> <td>F. 3 年以上 3 年 6 ヶ月未満</td> <td>L. 10 年</td> </tr> </tbody> </table> * 金利情勢によって複数の段階利率が同一となる場合があります。 この預金の支払時に一括してお支払いします。 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により 6 ヶ月複利の方法で算出します。 利息の 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 金利については窓口でお問合せ下さい。 規定裏面に預入時の期間段階別金利表を印字してお渡しいたします。	A. 6 ヶ月以上 1 年未満	G. 3 年 6 ヶ月以上 4 年未満	B. 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	H. 4 年以上 4 年 6 ヶ月未満	C. 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	I. 4 年 6 ヶ月以上 5 年未満	D. 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	J. 5 年以上 7 年未満	E. 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	K. 7 年以上 10 年未満	F. 3 年以上 3 年 6 ヶ月未満	L. 10 年
A. 6 ヶ月以上 1 年未満	G. 3 年 6 ヶ月以上 4 年未満												
B. 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	H. 4 年以上 4 年 6 ヶ月未満												
C. 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	I. 4 年 6 ヶ月以上 5 年未満												
D. 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	J. 5 年以上 7 年未満												
E. 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	K. 7 年以上 10 年未満												
F. 3 年以上 3 年 6 ヶ月未満	L. 10 年												
7. 手数料	ありません。												
8. 付加できる特約事項	満 20 歳以上の個人のお客様は、総合口座による当座貸越のお取り扱いができます。 少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客様は、マル優のお取り扱いができます。												
9. 重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） やむを得ず据置期間（6 ヶ月）内に中途解約する場合は、解約日の普通預金利率を適用します。												
10. その他参考事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 この預金および通帳は、譲渡または質入れすることができません。												

11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部(当金庫営業日 9 時～17 時、電話:0120-001-772)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12時・13時～15時、電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)10時～12時・13時～16時、電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12時・13時～17時、電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(信用金庫営業日9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
-----------------------	--